

生食発 0427 第 2 号  
平成 28 年 4 月 27 日

各  $\left( \begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$  殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長  
(公 印 省 略)

「クドアを原因とする食中毒の発生防止について」の一部改正について

*Kudoa septempunctata* (以下「クドア」という。)を病因物質とする食中毒への対応については、平成 24 年 6 月 7 日付け食安発第 7 号「クドアを原因とする食中毒の発生防止について」(以下「本通知」という。)により取り扱っており、検査法については、平成 23 年 7 月 11 日付け食安監発 0711 第 1 号「*Kudoa septempunctata* の検査法について(暫定版)」により通知しているところです。

今般、クドアの検査法を変更するため、本通知について、以下のとおり改正しますので、取扱いについてご了知の上、対応方よろしくをお願いします。

#### 記

本通知「1. クドアが検出された生食用生鮮ヒラメについて」中、

平成 23 年 7 月 11 日付け食安監発 0711 第 1 号「*Kudoa septempunctata* の検査法について(暫定版)」により検査を実施し、筋肉 1 グラムあたりのクドアの孢子数が  $1.0 \times 10^6$  個を超えることが確認された場合、食品衛生法第 6 条に違反するものとして取り扱うこと。

を

平成 28 年 4 月 27 日付け生食監発 0427 第 3 号「*Kudoa septempunctata* の検査法について」により検査を実施し、筋肉 1 グラムあたりのクドアの孢子数が  $1.0 \times 10^6$  個を超えることが確認された場合、食品衛生法第 6 条に違反するものとして取り扱うこと。

に改める。